

5

被災者生活再建支援法改正案

被災者の真の復興のため 住宅再建に公的支援を

自然災害による被災者がその被害から回復するには、日常生活の再建とともに、その生活の基盤たる「住まい」の再建を欠かすことはできない。被災地での住宅再建は単に個人レベルの再建ではなく、地域社会全体の復興の見地からも極めて重要である。民主党は「被災者生活再建支援法」を改正して住宅本体部分の再建のための支援制度を創設することを主張し、2004年以来法案提出を重ねてきた。そして2007年7月の新潟県中越沖地震を契機に168回臨時国会でも改正案を参議院に提出した。

与野党合意により法案が成立

与党はこれまでこの問題に消極的だったが、民主党の取り組みに影響を受けて方針を転換し、独自案を取りまとめて衆議院に提出した。これにより参議院で民主党案が、衆議院で与党案が、それぞれ審議されることとなった。

衆参で与野党が逆転した状態では、与野党それぞれが考えを譲らなければ、どちらの案も成立が困難である。被災者の住宅再建に資する制度創設が必要との趣旨は共通であったため、与野党協議により合意がなされ、新たな法案を共同提出し、成立した。それにより①支援金を渡し切りの定額制とすることで実質的に住宅本体部分の再建に用いることができる②支援金の使途制限が一切撤廃されることにより被災者のニーズに応じた生活再建が可能となる③新潟県中越沖地震や能登半島地震など2007年度に発生した四つの大きな災害に改正案を適用できることとなった。

6

国家公務員制度改革基本法案

政治家が内閣と官僚をコントロールする「霞が関改革」

閉鎖的・硬直的な公務員のあり方を改革

「省益あって国益なし」といわれる省庁の縦割り意識や、硬直的なキャリア制・年功序列に基づく横並び人事、天下りの弊害など、公務員の閉鎖的・硬直的なあり方が大きな問題となっている。

そのため民主党は、「官僚内閣制」から、国民の負託を受けた政治家が内閣と官僚をコントロールする、本来の意味での「議院内閣制」への改革が、公務員制度改革の本質であるとの観点から、行政改革調査会を中心とする関係部門で議論を行い、独自の「霞が関改革・国家公務員制度等改革重点事項」を取りまとめた。

民主党の主張を基本に大幅修正

一方で政府は、「国家公務員制度改革基本法案」を169回通常国会に提出した。しかし政府案は、その策定過程で多くの点が骨抜きにされたものであった。

そこで、与党との修正協議で問題点を指摘した結果、民主党の考え方を基本として①幹部職員等の人事について内閣一元管理の原則を明確化する②幹部職員等の外部登用、処遇の弾力化を可能とする制度を創設し、閉鎖的キャリア制度を廃止する③政官の情報遮断のおそれのある政官接触制限ではなく情報公開による政官関係の透明化を図る④公務員の協約締結権について国民の理解のもとに自律的労使関係制度が措置される旨を明記する——等の合意がなされた。その結果、政府案は与野党共同で修正されたうえ、成立した。